

環境経営レポート

令和5年度

報告期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日



発行日 令和6年8月22日

株式会社 京福商店

目次

| | |
|--------------------|------|
| ・環境経営方針 | p.1 |
| 1.事業概要 | |
| 事業規模 | p.2 |
| 許可・認証登録 | p.3 |
| 実施体制 | p.4 |
| 弊社の業務内容 | p.5 |
| 2.環境経営目標と環境経営計画 | p.6 |
| 3.環境経営計画の内容 | p.7 |
| 4.今年度の実績 | p.8 |
| 5.環境関連法規等 | p.9 |
| 6.翌年度環境経営目標および取組内容 | p.11 |
| 7.代表者による全体の評価と見直し | p.12 |

～環境経営方針～

【基本理念】

我々は、社会の一員として、地球環境の復元、保全が人類共通の課題であることを認識し、経営の最重要課題と位置付け、資源リサイクル事業を通じて、循環型社会の創造、持続可能な社会の実現を目指し、快適で住みよい社会を次世代へと引き継ぐことに貢献します。また、大量生産、大量消費、大量廃棄に依存した脆弱な経済構造より脱却し、資源循環型の安定的経済構造への転換を図ることで安定した雇用を創設し、より安心して暮らせる社会の創造を目指します。これらの取り組みを将来にわたってすすめ、継続的に取り組み内容の改善を図ります。

【行動指針】

我々は、資源リサイクル事業とはいえ、環境に対して何らかの影響を与えていることを認識した上で、特に以下の環境保全活動を推進します。

1. 飲料容器の中で最も環境負荷の低いリターナブルびんの普及や、効果的なりサイクル事業推進のための調査・研究・啓発活動を推進します。
2. 事業に関する諸法令、規制等を遵守し、安全確実に業務を遂行します。
3. 事業活動により発生した二酸化炭素・廃棄物の年間総排出量と総排水量について取組項目に目標値を設けて管理を行います。
4. 使用車両の燃費向上に取り組めます。
5. グリーン製品を積極的に購入します。
6. 従業員に対し、安全・環境教育を実施します。

平成 23 年 6 月 22 日 制定

平成 25 年 4 月 2 日 改訂

令和 5 年 10 月 19 日 改訂

株式会社 京福商店

代表取締役 笠井 聡志

1.事業概要

【事業者名】 株式会社京福商店 代表取締役 笠井聡志

【設立】 昭和31年8月10日

【所在地】 東京都大田区京浜島二丁目15番3号

【資本金】 1,000万円

【売上高】 575百万円(令和5年度)

【事業所規模】 (令和6年3月31日現在)

- ・従業員数 81名
- ・延べ床面積 1,382.32 m²
- ・保有車輛 40台

| | | |
|------|--------|--------------|
| 平ボデー | 2t車 | 26台(内CNG車5台) |
| | 4.6t車 | 1台 |
| | 3t車 | 1台 |
| | 1.25t車 | 1台 |
| ダンプ | 3.7t車 | 1台 |
| 塵芥車 | 2t車 | 7台(内CNG車3台) |

| | |
|---------|----|
| 軽自動車 | 3台 |
| フォークリフト | 4台 |



左：CNG仕様の平ボデー
右：CNG仕様の塵芥車

・施設内使用機器

| 機器 | 処理品目 | 選別方法 | 処理量 |
|---------|------|----------------|-------|
| ベルトコンベア | 空き瓶 | 人の手で色選別 | 16t/日 |
| 缶プレス機 | 空き缶 | 磁力でアルミとスチールに選別 | 1t/日 |



左：ベルトコンベア
右：缶プレス機

【事業内容】

| | |
|---------------------------|-------------------------|
| 空き瓶、空き缶、ペットボトル、古紙等再生資源の回収 | 酒類、飲料水および食品容器の回収並びに販売事業 |
| リサイクル並びに販売事業 | 産業廃棄物収集運搬事業 |
| 一般貨物自動車運送事業 | 上記に付帯する事業 |

【許可・認証登録】

| | |
|--------------------|--------------|
| 東京都廃棄物再生事業者登録 第55号 | |
| 登録年月日 | 平成9年12月12日 |
| 事業内容 | 空き瓶・空き缶の再生事業 |

| | |
|-------------|------------|
| 一般貨物自動車運送事業 | |
| 事業者番号 | 460006359 |
| 許可日 | 平成12年3月31日 |
| 営業区域 | 東京特別区 |

| | | |
|-----------------|--------------------|-------------|
| 産業廃棄物収集運搬事業 | | |
| 都道府県 | 東京都 | 神奈川県 |
| 許可番号 | 第13-00-073612号 | 01400073612 |
| 許可日 | 令和2年11月27日 | 令和4年8月3日 |
| 有効期限 | 令和7年11月26日 | 令和9年8月2日 |
| 許可の種類 (13種類) | 汚泥 | 木くず |
| | 廃油 | 繊維くず |
| | 廃酸 | 動植物性残渣 |
| | 廃アルカリ | ゴムくず |
| | 廃プラスチック類 | 金属くず |
| | 紙くず | |
| | ガラス・コンクリート・陶磁器くず | |
| | がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む) | |

【処理実績】

| | | | | | |
|-----|----------|------|--------|-------|--------|
| 空き瓶 | 5,107.4t | アルミ缶 | 170.7t | スチール缶 | 103.3t |
|-----|----------|------|--------|-------|--------|

| | |
|--------|----------------------------------|
| 産廃収集運搬 | 他社分 0.320000t 自社運搬 65.950000t |
|--------|----------------------------------|

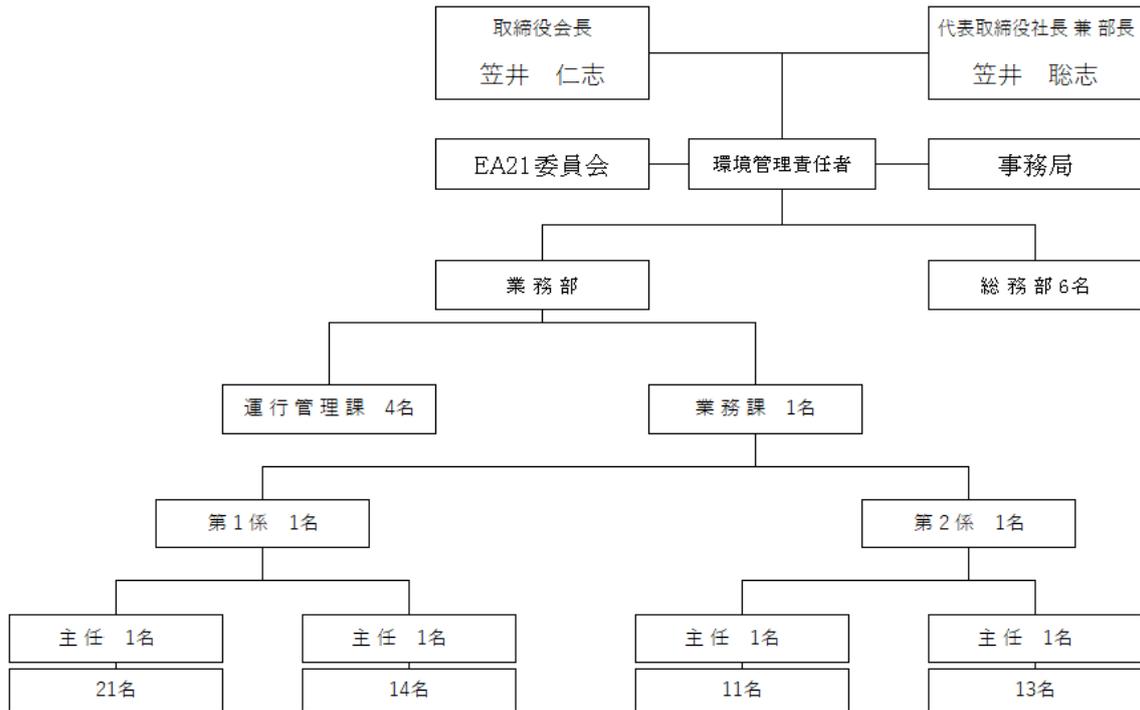
【処理料金】

見積もりによる

【事業年度】

4月1日より翌3月31日

【実施体制】（令和6年3月31日現在）



| 役職 | 責任および権限 |
|----------------------|---|
| 代表取締役社長 | 1.環境管理責任者の任命 2.経営における課題とチャンス明確化 3.環境経営方針の制定 4.環境経営システムの実施および管理に必要な資源の準備 5.環境経営システムの定期的見直しの実施 6.社内情報の外部公開可否決定 |
| 環境管理責任者 (EA21事務局) | 1.環境経営システムの確立、実施、維持、継続的改善 2.社長への環境経営システムの実施状況報告 3.諮問機関である環境委員会の運営 4.推進機関であるEA21EMSの事務局運営 5.それぞれの業務・役割に応じ、必要な教育訓練を適切に計画・実施 6.関連法規の取りまとめ表の維持管理、遵守徹底 7.環境関連文書および記録の作成・整理 |
| 部門責任者 | 1.環境経営システムの方針、実施計画を自部門で実施、維持、継続的改善 2.環境上の緊急事態への準備および準備 |

【環境保全関係の担当者連絡先】

担当者 笈川 孝明

連絡先 TEL : 03-5755-7031 FAX : 03-5755-7036

弊社の業務内容

家庭(資源ゴミの日に排出)



びん



缶



ペットボトル



紙類



自治体からの委託により収集

※ 自社へ運搬するのは、ビンとカン



自治体からの委託により収集

※ 他社へ運搬するのは、ペットボトルと紙類

自社工場(選別)

他社工場(選別)

ガラスびん工場
びん商

ガラス

アルミ
スチール

紙類

再資源化工場

2.環境経営目標と環境経営計画

表-1 中期環境経営目標の主な項目

| | | 令和4年度(基準年) | 令和5年度目標 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | |
|------------------------|------------------------------|--------------------|---------|------------------|------------------|------------------|---------|
| 使用電力量 | kWh | 82,676 | 82,262 | 対令和4年度比 | 対令和5年度比 | 対令和6年度比 | |
| | kg-CO ₂ (太陽光発電以外) | 26,828 | 26,693 | ▲0.5% | ▲0.5% | ▲0.5% | |
| 自動車燃料 消費量 | 軽油 | L | 74,733 | 74,359 | 対令和4年度比 | 対令和5年度比 | 対令和6年度比 |
| | | kg-CO ₂ | 193,182 | 192,215 | ▲0.5% | ▲0.5% | ▲0.5% |
| | ガソリン | L | 12,091 | 12,031 | 対令和4年度比 | 対令和5年度比 | 対令和6年度比 |
| | | kg-CO ₂ | 281,071 | 279,665 | ▲0.5% | ▲0.5% | ▲0.5% |
| | CNG | m ³ | 36,353 | 36,171 | 対令和4年度比 | 対令和5年度比 | 対令和6年度比 |
| | | kg-CO ₂ | 80,596 | 80,193 | ▲0.5% | ▲0.5% | ▲0.5% |
| その他ガス類 | kg-CO ₂ | 2,034 | 2,024 | 対令和4年度比 | 対令和5年度比 | 対令和6年度比 | |
| 二酸化炭素総排出量 | kg-CO ₂ | 330,712 | 329,058 | ▲0.5% | ▲0.5% | ▲0.5% | |
| 燃費改善 | 軽油 | km/L | 6.31 | 6.34 | 対令和4年度比 | 対令和5年度比 | 対令和6年度比 |
| | CNG | km/m ³ | 3.62 | 3.64 | 0.5% | 0.5% | 0.5% |
| 産廃排出量 | kg | 71,620 | 71,262 | 対令和4年度比 0.5% | 対令和5年度比 0.5% | 対令和6年度比 0.5% | |
| 水消費量 (排水量) | m ³ | 822 | 817 | 対令和4年度比 ▲0.5% | 対令和5年度比 ▲0.5% | 対令和6年度比 ▲0.5% | |
| 事務用品費に占める グリーン製品の割合 | % | 55 | 55 | 55%以上 | 55%以上 | 55%以上 | |
| 啓発活動等 | 回数 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | |

注1 電力の二酸化炭素排出係数 0.376kg-CO₂/kwh (2022年度の東電の調整後排出係数)

※本年度より達成目標を見直した

3.環境経営計画の内容

数値目標を達成するための取組

- ① 二酸化炭素排出量の把握
 - ・不在時および最終退出時の消灯、空調の電源を切る、空調設定温度の管理(冷房 26℃以上、暖房 22℃以下)
 - ・太陽光パネルの稼働(2020年7月)
 - ・事務室内の蛍光灯をLEDへ変更
 - ・エコドライブの推進
 - 燃料(軽油・ガソリン・天然ガス)使用量の把握
 - 運転技術指導(早めのシフトアップ指導、アイドリングストップ等)
- ② 廃棄物排出量の把握
 - ・9種分別の徹底
 - 可燃ごみ、不燃ごみ、びん、かん、ペットボトル、新聞紙、ダンボール、その他紙類、産業廃棄物(廃プラスチック類、ガラス・コンクリート・陶磁器くず)
- ③ 水使用量の把握
 - ・洗車時の水を出しっぱなしにしない
 - ・蛇口をプッシュ式へ変更
 - ・ホースノズルをスイッチ式へ変更
- ④ 事務用品費に占めるグリーン製品の割合
 - ・アスクル等のカタログにて確認し、可能な限りグリーン製品を購入する
- ⑤ 啓発活動等(低公害車の導入推進)

弊社では環境に配慮した低公害車を平成14年度から導入しており、令和6年3月現在8台の低公害車(保有車両の20%)を稼働しております。また、年式の古い車両も順次低燃費のディーゼル車へ置き換えを進めています。



圧縮天然ガス(CNG)仕様

- ⑥ その他の取組
 - ・リターナブルびんの普及・啓発
 - ・安全・環境教育の実施
 - ・京浜島内一斉清掃への協力
 - ・ペーパーレス化による書類の削減

4.令和5年度の実績

表-2 取組の実績と評価

| 推進項目 | | | 令和5年度目標 | 実績 | 目標比(%) | 原因・理由 | |
|--------------------|------------------------|------------------------------|--------------------|---------|---------|---|--|
| 1-1 | 使用電力量 | kWh | 82,262 | 66,856 | 81 | 第2構内に新人が入り、処理が捗ったことで、ベルトコンベアの稼働時間が減少したため。 | |
| | | kg-CO ₂ (太陽光発電以外) | 26,693 | 25,138 | | | |
| 1-2 | 自動車燃料消費量 | 軽油 | L | 74,359 | 78,376 | 105 | 軽油:新車を3台(197、259、2013)納車したことで使用量が増加した。 CNG:軽油車と入れ替え、稼働日数自体が減少したことで使用量が減少した。 |
| | | | kg-CO ₂ | 192,215 | 202,599 | | |
| | | ガソリン | L | 12,031 | 11,864 | 98 | |
| | | | kg-CO ₂ | 279,665 | 27,544 | | |
| | | CNG | m ³ | 36,171 | 33,929 | 93 | |
| kg-CO ₂ | 80,193 | | 75,222 | | | | |
| 1-3 | その他ガス類 | kg-CO ₂ | 2,024 | 1,367 | 67 | その他ガス類は、前年の冬に灯油の使用量が多く、相対的に減少した。 | |
| 1-4 | 二酸化炭素総排出量 | kg-CO ₂ | 329,058 | 331,872 | 101 | | |
| 1-5 | 燃費改善 | 軽油 | km/L | 6.34 | 5.85 | 92 | CNG:燃費の悪い887、6384の稼働頻度が減少し、燃費向上に繋がった。 |
| | | CNG | km/m ³ | 3.64 | 3.69 | 101 | |
| 2 | 産廃排出量 | Kg | 71,262 | 66,270 | 93 | 前年の8月に大量のコンテナを破棄したため、目標値に影響してしまった。 | |
| 3 | 水消費量 (排水量) | m ³ | 817 | 778 | 95 | 蛇口の故障を修理し、出しっぱなしが改善されたため。 | |
| 4 | 事務用品費に占める グリーン製品の割合 | % | 55 | 70 | 127 | 総務部の環境配慮意識に因る。 | |
| 5 | 啓発活動等 | 回数 | 自粛 | 自粛 | - | コロナ禍以降、自粛している。 | |

注1: 化学物質(PRTR法対象のもの)は使用していないので環境目標から除外

注2: 一般廃棄物は排出量が少ないため、環境目標から除外

5.環境関連法規への違反、訴訟等の有無

表-3 環境関連法規等

| 法令名 | 法令等の遵守すべき内容 | 法令の適用を受ける設備・行為 | 遵守状況 |
|---|--|--|------|
| 環境基本法 8条 | 事業者の責務 | | ○ |
| 循環型社会形成推進基本法 3～8・11条 | 持続可能な社会のための自主的・積極的活動 製品の長期的使用、廃棄物の発生抑制、再利用 再生利用、熱回収、適正処分 | | ○ |
| 容器包装リサイクル法 4・6・8・10条 | 容器包装廃棄物の分別収集、分別基準適合物の再商品化 | びん分別回収事業 びん選別処理事業 | ○ |
| 廃棄物の処理および清掃に 関する法律 1・3・11・12・14条・20条の2項 | 廃棄物の事業者責任、自社運搬の基準、処分の委託、 マニフェスト管理、収集運搬業許可要件、廃棄物再生事業登録 | びん・かん選別処理事業 選別処理後の残渣物の廃棄 廃棄物収集運搬 | ○ |
| 自動車リサイクル法 5・8条 | 所有者の責務 使用済み自動車の引渡し義務 | 使用車輛 | ○ |
| 自動車 NOx-PM 法 4・6・8・12～14条 | 事業者の責務 窒素酸化物、粒子状物質対策地域 排出基準(車種規制) | びん・かん分別回収事業 びん・かん等出荷 廃棄物収集運搬 | ○ |
| フロン排出抑制法 16条1項、19条1項、 28～32条、43条、86条 | すべての者 第一種特定製品の簡易点検 第一種特定製品の廃棄時に委託確認書の発行 及び引取証明書の入手、保管 | 特定製品の冷媒フロン類の みだり放出禁止 管理者判断基準の順守 フロン類算定漏洩量等の報告 エアコン7台 | ○ |
| 消防法 17条 | 消防設備の設置 | 社屋 | ○ |
| グリーン購入法 5条 | 事業者の責務 | 物品の購入 | ○ |

| | | | |
|--|---|---|---|
| 都民の健康と安全を確保する 環境に関する条例 34・35・37・39・43・52・53・57・ 63・64 条 | 公共交通機関の利用、低公害車、低騒音車の利用、 適正な整備、適切な運転 粒子状物質排出基準、アイドリングストップ、粒子状物質を 増大させる燃料の使用禁止 | | ○ |
| 都民の健康と安全を確保する 環境に関する条例 2 条 7 項、81 条 1 項、84 条 2 項 | 工場認可 認可基準 | | ○ |
| 東京都廃棄物条例 8・10・14 条 | 事業者の責務 廃棄物の減量等 報告等 | 業務全般 | ○ |
| 大田区廃棄物の減量および 適正処分に関する条例 8 条 | 事業者の責務 | びん・かん選別処理事業 選別処理後の残渣物の廃棄 事業系・一般廃棄物の廃棄 | ○ |
| 大田区事業用建物における 廃棄物の減量および適正処理 に関する指導要綱 | 事業者の責務 廃棄物管理責任者の選任 廃棄物の減量・リサイクルの推進 | びん・かん選別処理事業 選別処理後の残渣物の廃棄 事業系・一般廃棄物の廃棄 | ○ |

【苦情、違反、訴訟等】

環境関連法規への違反、訴訟はありませんでした。

また、関係当局よりの違反等の指摘も過去 3 年間ありませんでした。

外部からの苦情等はありませんでした。

6.令和6年度環境経営目標および環境経営計画

表-4 令和6年度環境目標および取組内容

1～3は前年度の-0.5%

| 推進項目 | | | 令和6年度目標 | 環境経営計画 | |
|------|------------------------|---------------------------------|--------------------|--|---|
| 1-1 | 使用電力量 | kWh | 66,521 | 不在時消灯 最終退出時のスイッチチェック エアコンの設定温度厳守 照明のLED化 太陽光パネルの稼働 | |
| | | kg-CO ₂ (太陽光発電以外) | 25,012 | | |
| 1-2 | 自動車燃料消費量 | 軽油 | L | 77,894 | エコドライブの推進 始業前点検の実施 エアコンフィルター清掃 効率配車 アイドリングストップ 早めのシフトアップ |
| | | | kg-CO ₂ | 201,586 | |
| | | ガソリン | L | 11,804 | |
| | | | kg-CO ₂ | 27,406 | |
| | | CNG | m ³ | 33,759 | |
| | | | kg-CO ₂ | 74,845 | |
| 1-3 | その他ガス類 | kg-CO ₂ | 1,360 | 上記2項目の実施 | |
| 1-4 | 二酸化炭素総排出量 | kg-CO ₂ | 330,212 | | |
| 1-5 | 燃費改善 | 軽油 | km/L | 5.87 | 運転技術指導 |
| | | CNG | km/m ³ | 3.70 | |
| 2 | 産廃排出量 | kg | 66,601 | 分別排出 本年度より+0.5%とする。 | |
| 3 | 水消費量(排水量) | m ³ | 774 | 節水の奨励 蛇口はプッシュ式へ変更 | |
| 4 | 事務用品費に占める グリーン製品の割合 | % | 55 | アスクル等での確認 ペーパーレス化の実施 | |
| 5 | 啓発活動等 | 回数 | - | 自粛 | |

注1：化学物質(PRTR法対象のもの)は使用していないので環境目標から除外

注2：一般廃棄物は排出量が少ないため、環境目標から除外

7.代表者による全体の評価と見直し

令和5年度は、前年度と同様の取組項目で環境活動を推進した。

新型コロナウイルス感染症は、発生から3年以上が経過した令和5年5月9日より、感染症予防法上「第5類(季節性インフルエンザ相当)」の分類となることで、一定の収束を見るに至った。「アフターコロナ」の「新しい生活様式」においては、夜間の飲食需要の減少が顕著で、それに伴うアルコール飲料の消費も低調のまま推移、産廃業者様が持ち込むカレットが、コロナ禍以前に比べて80%程度までの回復でストップしている。家庭より排出される資源の収集事業でも「びん離れ」の動きが鮮明で、ガラスびんの回収量が減少した。以前より、家庭から排出されるガラスびんの減少傾向は続いていたものの、コロナ禍に於いては「ステイホーム」「家飲み」の動きに支えられ、2020年度は対前年比で20%以上の増加、しかしその後は再び減少傾向となり、昨年度はついにコロナ禍以前の水準を下回り、今年度も下降トレンドが鮮明となっている。

取り組み項目では、軽油使用量は増加、軽油車両の燃費は悪化、二酸化炭素排出量は増加、となったものの、それ以外は向上、という結果になっている。

軽油使用量の増加は、仕事量の増加に対応するための増車が原因と思われる。燃費の悪化は、MT車からAT車への入れ替えにより、車両の特性として燃費が悪化したものと思われるほか、夏場の猛暑によるエアコン使用頻度の増加も原因と思われる。令和4年度でパッカー車2台をCNGからディーゼルに入れ替え、今期が通期での運用になったことも、軽油使用量の増加と燃費悪化に影響していると思われる。

電力使用量の削減は、エアコン使用時に窓を閉めるようになったことで、冷暖房効率が向上したことが原因と思われる。

令和5年度より、夏場の空調服を試験的に導入し、今年度は希望者全員に支給することとした。熱中症対策はもとより、車内冷房の効率的な運用にも寄与するものと思われる。

啓発活動では、「エコプロ」が令和5年12月6～8日に開催され、私は7日に「ガラスびん3R促進協議会」の一員として、ブースの説明員として参加した。

ホームページにおいては、今年度1回の更新を行った。サービス内容(行政の資源収集・処理事業、産廃カレットの処理事業)の詳細を開示することで、ニーズのある顧客に対して、より「刺さる」内容の発信に努めた。

東京23区全域では、令和年4月をめどに、容器包装プラと製品プラを合わせた「全プラ回収」を開始することとなり、各区でモデル地区回収等が始まっていて、業界全体としては「需要増」となっている。しかしながら、昨今の人手不足から増員がままならず、各区の業者とも、対応に苦慮する事態となっている。また、各区からはSDGsに対する取り組みも求められている。仕事の継続受注のためにはSDGs対応が必要となるが、当社事業に関連性のある目標について取り組みを行うことが、労働環境、待遇の改善にもつながり、ひいては人材獲得の可能性が広がるとも考えられる。この苦しい状況を、ぜひ「チャンス」ととらえて、環境活動、業務の見直し、労働環境、待遇の改善につなげ、安定的な人材確保をしていきたい。